

全区市民課でキャッシュレス決済を導入します －窓口での支払いがより便利で手軽に－

堺市では、区役所市民課の窓口利用者の利便性向上を図るため、令和4年11月28日から堺区をモデル区として、住民票等発行手数料のキャッシュレス決済及び自動釣銭機によるセミセルフレジを導入し、市民の利便性向上と業務の効率化を図ってきました。

このたび、モデル区におけるキャッシュレス決済利用者数の増加や会計処理の迅速化等が確認できたことから、他の6区役所においてもキャッシュレス決済及びセミセルフレジを導入することとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

1 運用開始日

令和6年5月10日（金）

2 キャッシュレス化の対象となる手数料

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書などの証明書発行手数料のほか

マイナンバーカード再発行手数料、電子証明書発行手数料、自動車臨時運行許可申請手数料など

3 キャッシュレス決済の種類

クレジットカード VISA、Mastercard

電子マネー 楽天Edy、WAON、nanaco、PiTaPa、交通系ICカード各種、iD

QRコード PayPay、auPAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い

4 参考

モデル区（堺区）におけるキャッシュレス決済利用状況（月別利用率（金額ベース））

令和4年12月	令和5年3月	令和6年3月
9.25%	12.85%	14.49%

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：市民人権局 市民生活部 戸籍住民課
電 話：072-228-7739
ファックス：072-228-0371